

11 横書きについて

【問】 縦書きの法令を、横書きの文の中に引用する場合、横書きに直して用いてよいですか。

【答】 横書きの文の中に、縦書きの法令を引用する場合は、横書きに直して用います。

【問】 文書を横書きにすることの利点はどのようなところにありますか。

【答】 だいたい次のような点です。

1 書きやすい。

現代の実務に用いられるペン・鉛筆・鉄筆の書法では、うでを浮せないで書くため、縦書きよりも横書きのほうがずっと書きやすい。これに対して横書きでは続け書きができないという反対論があるが、事務用文書は、できるだけ相手に速く読めるものを書くべきであるから、草体の続け書きはむしろ禁ずべきであり、その点でも横書きのほうが有効だということができる。

2 書いた跡をこすらないですむ。

インキやカーボン紙を用いる場合、横書きならば書いたあとをこすらないですむから、手や文書がよごれない。謄写版の原紙を書く場合には書いた部分が手の熱で溶ける心配もない。

3 書き終わった部分が見える。

横書きでは書き終わった部分が見えるから、前の部分を見ながら次々とあとの文案を考えて行くことができる。

4 数式・ローマ字の書き方と一致する。

現代の文書には、数式やローマ字を入れることが、しだいに多くなってきつつあるから、この点でも横書きが便利である。

5 用紙の節約になる。

一般的に往復文書は、本文にはいる前に文書番号、年月日、発信者名、受信者名、件名などに各1行ずつを必要とする。横書きをすれば、縦書きのときよりも1行の字数が少ないから、この部分の余白が著しく節約できる。箇条書きや、段落の多い文章ではいっそうである。それに伴って用紙の使用量も少なくなるから、書類をつづりあわせる手数や消耗品の上でも多く節約ができる。

6 つづりこみを統一することができる。

設計図、統計書、会計関係書類、欧文などの文章といっしょにする際便利である。

7 書類を参照するときめくりやすい。

右手にペンを持ちながら左手で書類をめくることができるから能率的である。

8 検出しやすい。

縦書きの文書では、文書番号・発信者名・件名などは、通常

とじ目のほうに近く書かれるので検出に不便であるが、横書きでは、端のほうに書かれるので、つづりの中から必要書類を検出するのにつづりがよい。

9 読みやすい。

読む上の優劣については、縦書きに慣れた者にとっては横書きは最初いくらか読みにくいだが、慣れれば縦書き以上に読みやすい。実験結果からいっても、縦書きよりも横書きのほうが読みやすいという報告は出ているが、その反対の報告はまだ出ていない。

12 新町村名の書き表わし方について

【問】 新町村名のことについて、国語審議会から建議されたそうですが、その全文を示してください。

【答】 次のとおりです。

町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について

(内閣総理大臣あて建議)

政府では、こんど全国の町村の合併を促進されることになったと承っています。ついては、この機会に、別紙の趣旨をお含みのうえ、合併後の市町村名の書き表わし方が、できるだけわかりやすく、読みちがいの起らないようなものに決定されるよう、適当な処置をとられることを希望いたします。

地名の漢字については、国民生活一般に影響することが大きいので、当用漢字表選定の際にもいちおう問題となりましたが、法規その他の関係上その解決は後日に見送られることになって今日に至りました。しかし、すでに当時から7年を経過した現在、当用漢字表制定の趣旨も広く一般に理解されるようになってきました。ちょうどこのとき町村の合併が行われるということは、地名の文字をわかりやすいものにするうえに、またとないよい機会であると思います。よって、ここに建議いたします。

別紙

1 むずかしい漢字が用いられている例

長崎県の豆段（ツツ）村， 鹿児島県の穎娃（エイ）町
 宮城県の中埜（ナカゾネ）村， 石川県の羽咋（ハクイ）村
 山梨県の綱原（ユズリハラ）村， 岡山県の砦部（アザイ）町

2 文字はやさしくても，読み方のむずかしい例

和歌山県の学文路（カムロ）村， 愛知県の拳母（コロモ）市
 京都府の間人（タイザ）町， 茨城県の行方（ナメカタ）村
 ことに北海道にはこの種の地名が多い。

神戸は 兵庫県では コウベ， 三重県ではカンベ
 鳥取県では カンド， 岡山県ではジンゴ
 東京都では カノト，

そのほかコウトとかゴウドと読む地名が各地にある。

3 地名の書き方を平易にした例

長野県「茅野町」は「ちの町」とかな書きにした。東京都では区を合併した際「飛鳥区」「春日区」などの案を退けて、「北区」「文京区」とした。

4 教育上

むずかしい漢字，むずかしい読み方の地名は，むかしから学習上非常な負担となっていたが，今後も，教育上に大きな不便を感ずる。

5 通信・ラジオ・交通・事務上

地名のむずかしさは、通信・交通・事務の上に手違いを起させる、ラジオなどで地名を聞いても、理解することができないことがある。文化の発達に伴い、この問題の解決の必要が切実に感じられる。

6 印刷上

地名にむずかしい漢字があるために、使用度の少ない活字を数多く備えなければならないし、活字を拾うためにも手数がかかり、印刷能率の向上に支障をきたしている。

7 むすび

以上のようなわけで、全国の地名の中には、書き表わし方をできるだけ早く改善する必要のあるものが多い。とりあえず、こんどの合併によって新しく決定される市町村名について、この点につきじゅうぶんの考慮を払われることが適當であると考ええる。

13 ローマ字について

【問】 国語審議会では、ローマ字のつづり方を単一化しましたが、小学校・中学校で行うローマ字の学習指導はどのようになりま
すか。

【答】 これについては、昭和28年8月31日付で、初中局長・調査局長から、教育委員会等にあてて通達されていますので、次にその全文を掲げておきます。

文 初 初 第 568 号
昭和 28 年 8 月 31 日

各都道府県教育委員会
各 都 道 府 県 知 事 殿
各教員養成大学(部)長

文部省初等中等教育局長
緒 方 信 一
文 部 省 調 査 局 長
小 林 行 雄

小中学校のローマ字学習について (通達)

これまで小中学校のローマ字学習におけるつづり方に関しては、いわゆる訓令式・日本式・標準式(ヘボン式)のうち、そのどれかにより、どの式によるにしても、他の二式についての知識をあわせて得るようになっておりましたが、このたびその単一化をはかり、別記の第1表(そえがきを含む。)をそのよりどころとし、第2表(そえがきを含む。)についての知識もあわせて学習させることにしました。その指導実施の時

期方法等については別記をじゅうぶんど参照の上、学習上混乱をおこさないようにご配慮ください。なお、参考資料として国語審議会の建議を添付いたします。ついては、この件に関し貴管下各市町村教育委員会（小中学校付属小中学校）へ周知方をお願いします。

別 記

1) ローマ字のつづり方

第 1 表

第 2 表

そえがき

2) 実施の時期

(イ) 学習指導について

(ロ) 教科書について

3) 昭和 28 年度，昭和 29 年度における取扱

4) 学習上混乱をおこさないための注意

別記

1)

ローマ字のつづり方

国語のローマ字つづり方は第1表による。
ただし、第2表のつづりを用いてもよい。

第 1 表

〔 () は重出を示す〕

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			
gwa			
			wo

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に'を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合に母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

2) 実施の時期

(イ) 学習指導について

- ・ 昭和30年度から下記の趣旨によって実施されることとなる。(ただし学習指導の目標・方法などについては何らの変更もない。)

(a) ローマ字のつづり方は現在一般社会においては、いろいろの方式のものが用いられているが、ローマ字の学習指導においては、第1表に掲げるもの(そえがきを含む。)を、そのよりどころとする。

[参考:現在行われているローマ字教育は、つづり方については、いわゆる訓令式・日本式・標準式(ヘボン式)のうち、どれによってもさしつかえないことになっているので、現行の「小学校および中学校・高等学校学習指導要領(国語科編)」には、よりどころとすべきつづり方については、特に明示されていない。]

(b) 第2表に掲げるつづり方(そえがきを含む。)によるローマ字文も読むことができるようにする。

[参考:現行の「小学校学習指導要領(国語科編)」には、「ほかの式のつづり方のローマ字をも読むことができる。」とある。]

(c) 第2表に掲げるつづり方(そえがきを含む。)によるローマ字文を読めるようにするには、まず第1表に掲げるつづり方によるローマ字文にじゅうぶんに慣れてから始めるようにする。

[参考:現行の「小学校学習指導要領(国語科編)」には「ほかの式のつづり方のローマ字文を読めるようにするには、まず、一つの式にじゅうぶん慣れてから始めるようにすべきである。」とある。]

(ロ) 教科書について

昭和30年度においては、前記通達の趣旨にもとづいた教科書が検定発行される予定である。

3) 昭和28年度、昭和29年度における取扱

昭和28年度の残りの期間、および昭和29年度においては、これまでどおり実施することを原則とする。

4) 学習上混乱をおこさないための注意

ローマ字による国語の書き表わし方と現代かなづかいによる国語の書き表わし方とは、それぞれ独自の体系に基いて、決められているもので、両者の間で一致していない点は、連濁・連呼の場合の書き表わし方ばかりでなく、助詞・長音・よう音・つまる音の書き表わし方などにも見られるから、その点をはっきりさせ、それぞれの体系において指導すべきである。

参 考 資 料

昭和28年3月12日

文部大臣 岡野清豪殿

国語審議会会長

土 岐 善 磨

ローマ字つづり方の単一化について

(建 議)

ローマ字のつづり方については、昭和12年の内閣訓令第3号（いわゆる訓令式）によって、公式に単一化されているわけであります。しかし、一般社会で現実に用いられているつづり方としては、いわゆる標準式（ヘボン）・日本式・訓令式の3種があり、昭和22年から実施された義務教育におけるローマ字の学習指導でも、この3式の中から自由に採択することができるような処置がとられました。

ローマ字のつづり方については、ローマ字の学習指導実施についての対策を協議するため、昭和21年に設けられたローマ字教育協議会では、「ローマ字教育を行ふについての意見」をまとめ、その中で、「……ローマ字の表記法（特につづり方）については、……さらに適當の機関を

設け、学術上・教育上および実際生活上から研究を進め改善をはかられたきこと。」と述べてあり、教育の現場からはつづり方の単一化が強く要望されております。

国語審議会は、国語を書き表わすローマ字のつづり方の単一化をはかることが重要な事からであることを認め、昭和23年10月に設置された「ローマ字調査会」以来の審議事項を引きつぎ、通計54回に及ぶ会議で慎重な審議を重ねた結果、昭和28年3月12日第18回総会において別紙のとおり「ローマ字のつづり方」を決定しました。

第1表・第2表の具体的な取扱についてはさらに必要な機関と連絡して御決定のうえ、ローマ字の単一なつづり方が政府部内および義務教育はもちろんひろく一般社会に用いられるよう必要な処置をとられることを要望します。

「ローマ字のつづり方」

ま え が き

国語のローマ字つづり方として広く行われている方式には、それぞれに根拠、特色および歴史があり、いずれのつづり方もにわかにその使用を無視することはできない。

しかしながら、国語教育の上や公式の文書、地名などに用いられる場合には、おのずから一定のよりどころがなければならない。この「ローマ字のつづり方」の第1表は、すなわちそのよりどころの役をなすものである。

ただし、第2表によるつづり方も現実には通用しているのであるから、その読み方もまた教育の適当な時期において習得されなければならない。

なお、そえがきは、書き表わし方のうちのおもなきまりをあげたものである。

(「ローマ字のつづり方」の表は、別記(1)のとおりであるから略す。)

なお、この通達の趣旨について、簡単に補足しておきます。

1 実施の時期

昭和30年度から、各学年ともいっせいに実施されることとなります。これは、現在行われているローマ字の学習指導は、つづり方を単一化しても、学習指導の目標・方法などはなんら変わるわけではありませんが、趣旨の徹底を期し、また、各方面に及ぶさしさわりができるだけ少ないように配慮した上で、効果的に行われるように考慮されたものです。

2 第1表のつづり方について

第1表のつづり方は、実質的には現在のいわゆる訓令式のつづり方と同じものであります。このつづり方を用いてローマ字文を書き表わす場合には、「そえがき」を適用するのですが、これは、現行教科書の訓令式による書き表わし方と同じです。

3 第2表のつづり方の取扱について

第2表は、徒来のいわゆる標準式（ヘボン式）・日本式のつづり方のうち、第1表に含まれているつづり方と異なっているつづり方を一まとめにしたものです。

4 教科書

昭和30年度から使用する新教科書は、この通達の趣旨に基づいて検定・発行されるわけですから、昭和29年度の教科書展示会には、これらの教科書が展示されることと思います。

5 学習上混乱を起さないための注意

これについては、現代かなづかいによる書き表し方と、ローマ字による書き表し方との間における違い、また、入門学年においていわゆる標準式（ヘボン式）・日本式つづり方で指導を行っていた学級で、第2年度、あるいは第3年度から新しいつづり方による指導を行おうとする場合について考えていただきたいのですが、詳しいことは、次の問答を御覧ください。

【問】 現代かなづかいの書き表し方と、第1表のローマ字による書き表し方との間に一致しない点があり、また、途中でつづり方が変るために、学習上混乱が起るようなことはないでしょうか。

【答】 現代かなづかいでは、いわゆる連濁・連呼によって生じた〔ジ〕〔ズ〕の音は、「ぢ」「づ」のかなを用いて書くのですが、第1表のつづり方によれば、この場合にも *zi*, *zu* と書きます。〔たとえば、*mikazuki*（三日月）、*tizimu*（縮む）など。〕すなわち、ローマ字による書き表し方と、現代かなづかいによる書き表し方とが一致していない点をやかましくいい、ローマ字の書き表し方を、かなの書き表し方に合わせるべきだという主張もありますが、もともとこの両者はそれぞれ独自の体系に基いて決められていますので、両者の一致していない点は、単に連濁・連呼の場合だけでなく、次に掲げるような点

においてもその不一致が見られるのです。

	現代かなづかいによる書き表わし方	ローマ字(第1表)による書き表わし方
長	おおきいわねえ	ôkii wa nê
	おとうさん	otôsan
音	そうしましゅう	sô simasyô
	ぎゅうにゅう(牛乳)	gyûnyû
よ う 音	さんみゃく(山脈)	sanmyaku
	しゅるい(種類)	syurui
	あるでしゅう(有るでしゅう)	aru desyô
つ ま る 音	がっこう(学校)	gakkô
	いっしょに	issyoni
	マッチ	matti
	にっぽん(日本)	Nippon
	あっと(叫ぶ)	a'to (sakebu)
	すうっと(消える)	sû' to (kieru)
助詞 「は」「に」 「を」「へ」	本 <u>を</u> 読む	Hon <u>o</u> yomu.
	それは本 <u>です</u>	Sore <u>wa</u> hon desu.
	うち <u>へ</u> 帰る	Uti <u>e</u> kaeru.
そ の 他	げんいん(原因)	gen'in
	きんようび(金曜日)	kin'yôbi
	いちじさんじゅうぷん(1時30分)	1-zi 30-pun *

* (数字を使う場合には、つなぎ[-]を入れる。)

ローマ字で、ことばなり、文なりを書き表わすのは、かな文字によって書き表わす個々の音節を一つずつ、ローマ字に翻字したものを組み合わせていくのではないのです。ローマ字文の書き方には、ローマ字文としての独立した書き表わし方の約束・体系があって、それに従って書かなければなりません。

この点をよくのみこんで指導にあたられれば、現代かなづかいとローマ字との書き表わし方が合致していないことから、ひき起すかもしれないといわれている混乱は、じゅうぶんに防ぐことができます。

次に問題となるのは、ローマ字学習の第2年度、あるいは第3年度から、この通達の趣旨によって、第1表のつづり方で指導する場合、それまで、いわゆる標準式（ヘボン式）・日本式のつづり方によって指導していた学級でつづり方が変わるために混乱を生じるようなことはないかと心配される向きもあることです。

現行の制度（つづり方については、各学校で、3式のうちから自由に採択できる。）では、転学や中学校へ進学した際などに、つづり方が変わったために、混乱が起った例があるといわれています。これは、そのような場合に、適当な処置（補修教育）を行わなかったためであると思われるから、たとえば次に述べるような処置をとれば、このことは未然に防げるでしょう。

(a) 日常よく使われることば、児童が見慣れていることばで、つづり方が違うことばを選び、両方を板書して、同じ読み方・意

味であることを説明する。

(b) 第1表のつづり方による一目読みのカードを使って、(a)で指導したことばについて、一目で読み取ることの練習をする。

(c) 各音節の違いを抜き出して示す。

(d) 第1表のつづり方による、やさしい短い文を読ませる。

以上のようなことを、この順序で児童がほぼ習熟したと見きわめがつくまで行うのです。

なお、念のために申し添えておきますが、昭和29年度は従来どおりに実施することが原則となっています。

14 そ の 他

【問】 旧法令の一部改正を実施するときは、従来どおり文語体で改正するのですか。

【答】 「公用文作成の要領」(昭和27.4.16 内閣閣令第16号)の中の、
依 命 通 知
第1 用語用字について——3 法令の用語用字について——に、
次のようにあります。

(1) 法令の一部を改正する場合について

- 1 文語体、かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしている場合は、その部分は口語体を用い、ひらがな書きとする。

(「公用文作成の要領」参照。)

【問】 新聞など、日本の文章を、すべてかなで書くことにはならないでしょうか。

漢字は使っても、ごく少数にしてほしいと思います。

【答】 かな本位にするというようなことは別として、むずかしい漢字はなるべく避けて、わかりやすい文章を書くことが、いちばんたいせつなことです。

古く、日本の文章は、漢字ばかりの漢文(または漢文まがいの文——たとえば^{そつろつ}候文など)が正式の書き方として認められて

いましたが、だんだん今日のようにわかりやすい口語文になってきたのです。これからも、一步一步、進んでいくように文部省でも努力しております。その実行の方途としては、第一に、これまで無制限であった漢字を当用漢字の 1850 字と制限し、なおその中から教育漢字の 881 字に近づけていくように努力しています。このことは国語審議会の一貫した方針です。

第二には、これまで読み方が無制限であったのを当用漢字音訓表のように制限しました。

第三に、画数の多い字は、当用漢字字体表のように簡単にしました。たとえば「廳」は「庁」というふうです。

以上のようなしだいですから、今後いっそう御協力を願います。

【問】 終戦後、小学1年からひらがな本位とすることになったのは、
どういうわけですか。

【答】 新憲法の口語文体に伴って、その用字もひらがな本位となり、法令その他いっさいの公用文もひらがなになったので、ここに一応日本文がひらがな本位に統一されました。教育は社会の実態に即して行われるべきですから、それと順応して小学1年の教科書からひらがなにしたわけです。これによって、児童読み物の問題も一応解決したわけです。

【問】 ひきしまった文章にするために、口語体の文中に文語調をまぜて使うことは、さしつかえないでしょうか。

【答】 口語体の文章と、文語をまぜて使うことは、必ずしも排斥すべきだとは思われませんが、文語ふうにすればその文章がひきしまったものに必ずなるとは限りません。かえってぎこちないものとなってしまう場合が多いようです。口語体の文章でも、くふうとことばの使い方でひきしまった文章になります。

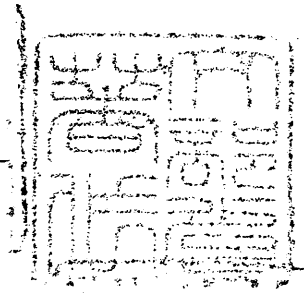
【問】 アクセントは、どんな心構えで指導したらよいでしょうか。

【答】 アクセントは、いっさいの読み・発音に伴っているものですから、国語教室でも早晚ふれるようになるでしょう。しかし、それを低学年からあまりやかましく言うと児童の「発言」に対する気はくをそぐおそれがありますから、その点に注意して、まず先生が研究してくださることが望ましいと思います。

MEJ 4060

国語問題問答(第二集)

定価 ¥ 25.00



昭和二十九年十月一日印刷
昭和二十九年十月二十日発行

著作権所有 文 部 省

発行所 東京都千代田区神田小川町一ノ一 光風出版株式会社

印刷者 名古屋市中昭和区白金町二ノ八 竹田印刷株式会社

代表者 福寿米吉

発行所 光風出版株式会社

東京営業所
名古屋営業所

東京千代田区神田小川町一ノ一
電話 三三七七〇番
振替口座 東京一六二五九番
名古屋昭和区白金町二ノ八
電話 二一五八六番
振替口座 名古屋三三八二五番